

議案第105号

北上市牧野条例の一部を改正する条例

北上市牧野条例（平成3年北上市条例第128号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び面積) 第2条 牧野の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。			(名称、位置及び面積) 第2条 牧野の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。		
名称	位置	面積	名称	位置	面積
<u>稲瀬牧野</u>	<u>奥州市江刺区稲瀬字払田地内</u>	<u>461,701 m²</u>	水上牧野	北上市和賀町岩崎新田2地割地内	<u>965,000 m²</u>
水上牧野	北上市和賀町岩崎新田2地割地内	<u>965,000</u>			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月2日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

稲瀬牧野を廃止しようとするものである。